

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年7月12日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200780号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2300008号

## 第1 結論

昭和57年\*月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年\*月から昭和60年3月まで

私の母は、私が20歳になった昭和57年\*月頃に、私の国民年金の加入手続を行い、私が大学生であった請求期間の国民年金保険料を納付してくれた。母は、毎月、自宅の玄関先で、自治会の集金人に私と母の二人分の国民年金保険料を納付していたと記憶している。私の年金手帳や領収書は、私の結婚を機に母から受け取ったが、領収書は数年前に処分してしまった。請求期間の国民年金保険料を納付したことが分かる資料はないが、母が納付していたと思うので、調査の上、当該期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、20歳になった昭和57年\*月頃に、請求者の母親が請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付した旨主張しているが、請求者の母親は既に亡くなっており、当時の事情を聴取することができない上、請求者自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していないため、これらの状況は不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和60年4月3日にA社会保険事務所(当時)から請求者が請求期間当時に居住していたB市に払い出された番号であることが確認できるほか、当該国民年金番号前後の任意加入被保険者の資格取得時期から、昭和60年4月又は同年5月に、初めて請求者の国民年金の加入手続が行われたと考えられることから、請求期間は、当該加入手続時点までは、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料の納付方法について、母親が、自治会の集金人に、毎月、母親と請求者の二人分を納付していた旨主張しているところ、B市の広報によると、自治会による国民年金保険料の集金が行われていたことは確認できるものの、同市は、請求期間当時の国民年金に係る帳簿等については「保存期限を超過したため廃棄したと推量され

るが、当時の保存年数等詳細は不明」と回答しており、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

加えて、請求期間当時に請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、国民年金番号「\*」のほかに別の国民年金番号が払い出されたことを確認することはできない。

また、A社会保険事務所が昭和57年\*月から同年\*月までの期間にB市に払い出した国民年金番号に係る被保険者の氏名について、国民年金手帳記号番号払出簿にて目視の調査を行ったが、請求者の氏名は確認できなかった。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。